# 不動產東京



2012年(平成24年)10月20日発行 | 季刊 | 通巻159号 | 1999年(平成11年)1月20日 第三種郵便物認可

### 特集 I

この人に聞く

「あなたのまちの宣伝本部長」愛川欽也氏が語る 東京・まち・家

### 特集 Ⅱ

「アジアヘッドクォーター特区」で 東京がこう変わる

### 特集 Ⅲ

「2020年の東京」に向けて① 木密不燃化10年プロジェクトで 燃えない・燃え広がらない東京に

## 不動産東京

2012年10月号

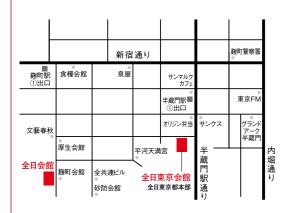
定価500円(本体価格476円) 会員については会費に購読料が含まれています。 第三種郵便物認可

社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 公益社団法人 不動産保証協会 東京都本部

〒102-0093 千代田区平河町1-8-13 全日東京会館 TEL. 03-3261-1010(代) FAX. 03-3261-6609

### http://tokyo.zennichi.or.jp/

地下鉄半蔵門線「半蔵門駅」1番出口 徒歩1分 地下鉄有楽町線「麹町駅」1番出口 徒歩5分



### 株式会社不動産経済研究所

COVER PHOTO 前川雅之



# この人に聞く

「あなたのまちの宣伝本部長」愛川欽也氏が語る



数々の映画やドラマで活躍するかたわら、エッセイストや司会などもこな し長年芸能界で活躍されている愛川欽也氏。「あなたのまちの宣伝本部 長 | の愛称で、さまざまなまちを紹介するテレビ番組の司会も長年務めて いらっしゃいます。ご自身で運営するインターネットTV専用収録スタジオ で、愛川氏に住宅や不動産、東京のまちについてお話を伺いました。

不動産は人生を 変える力をもつ

巣鴨の生まれですが、住んで いたのは小学校4年生の時まで。 それからは、疎開で親戚を頼っ て、秋田や茨城など各地を転々 としました。巣鴨の思い出は、 やはり「とげぬき地蔵」の縁日 ですね。よく遊びに行ったもん です。

巣鴨は、いま「おばあちゃん

の原宿」なんて言われています が、実は僕が子供のころからそ うだったんです。「とげぬき地蔵」 で有名な高岩寺を中心にして、 あの辺りの商店街は昔からとて も賑わっていました。高岩寺で は、4日、14日、24日と4の付く日 に縁日があって、その日はとくに 賑わいます。しかし、月に3回 の縁日というのは、うまく考えた なあと思いますよ。実に頭がい い。3回というのがちょうどいい、 4回だと逆にあきちゃうしね。月

に3回も縁日を開いているところ なんて、珍しいんじゃないかな。 昔から寺町とか参道とか、寺社 と結びついているようなまちはみ んな活気がありますね。ずっと 変わらず賑やかさを保っている というのは、大したもんだと思い

疎開で各地を転々として、中 学2年の時に大宮の親戚のとこ ろに落ち着きました。ただ、戦 後になっても東京には戻れなく てね。巣鴨の家は借家だったん

### CONTENTS

不動産東京

社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 公益社団法人 不動産保証協会 東京都本部

2012年10月号 No.159

所在地

**〒102-0093** 千代田区平河町1-8-13 全日東京会館 TEL. 03-3261-1010代) FAX. 03-3261-6609

http://tokyo.zennichi.or.jp

2 | 特集 I この人に聞く

―東京・まち・家― 愛川欽也 俳優

「アジアヘッドクォーター特区 |で 東京がこう変わる 第1回 新宿駅周辺地域

「2020年の東京 | に向けて① 木密不燃化10年プロジェクトで 燃えない・燃え広がらない東京に

都市計画はどうあるべきか 福井秀夫 政策研究大学院大学教授

1 △ │ 連載 区市長が語るわがまち

都市と農村が共存するまち、 広大な国有地に企業誘致の取り組み 清水庄平 立川市長

東京アーカイブ 16 立川基地一金網の向こうのアメリカ

橘とおる エッセイスト

実務に活かす! 最新判決動向

20 本部・支部だより/編集後記



俳優

# 愛川 欽也氏

ですが、戦争で焼けちゃってな くなったんですよ。哀れなもん ですよ。当時、中学生だったか らあまり分かっていなかったけ ど、あそこが持ち家だったら、ま た新しい家を建ててずっとそこ に住んでいただろうな。大宮か ら通っていた浦和高校在学中に、 フランス映画に感動して演劇の 世界に飛び込んだんだけど、巣 鴨の家に住んでいたらまた違っ た人生があったかもしれない。 不動産というのは、そういう意 味で不思議な力をもっているも のだと感じますね。

俳優座に入ってから、また東 京都内に住むようになりました。 親戚の家にお世話になったり、 間借りしたりしていましたが、青 春時代ですから、それなりに楽 しい日々でしたね。ただ、住む ところというのは、ずっと借りて いるだけだと、もしもの時に行く ところがなくなってしまうなと思

# 帰る家があることは大切なことで、 そうした場所がないと 人間は荒んでいきます

っていました。少なくとも住むと ころは自分の持ち家じゃないと 不安だなとね。やっぱり戦争で 家をなくした記憶が強かったん でしょうね。人の家ばかり住ん でいたから、家になつかないん です。居候みたいなもんですか らね。帰る家があることはとても 大切なことで、そうした場所が ないと人間は荒んでいくと思い ます。

> 住宅建築の豊富な 失敗談を一冊の本に

住宅に対するこだわりは、今 はそれほどでもありません。でも

昔は、家に関する本を出したこ とがあるんです。今は絶版にな ったみたいですが、タイトルは 『家づくり七軒とことん奮戦記』。

これまでに8回ほど家を建て たり、リフォームしたりしてきま した。僕はなんでも、人にまか せず自分でやらないと気が済ま ないんです。もう設計段階から、 ああしろ、こうしろって口を出し てしまってね。自分がやることな んてたかが知れているんだけど、 でもやってしまうんですね。だ から失敗も数多く経験してきま した。家を一軒建てると、素人 でもどこか不都合な箇所を見つ けるんですよ。だから、これま での失敗談をまとめて本にして



しまえば、新しく家を建てようと する人の参考になるんじゃない かなと思ったんです。だからす ごく役に立つ本だと思いますよ。

ほんとに些細なことでも住ん でいたら気になるんですよ。例 えば引き戸。引き戸は、開き戸 に比べてスペースを取らずに便 利だけど、指を挟みやすい構造 にならないように気をつけなけ ればいけないとかね。

あとは、家のなかの整理整頓 も大事です。実はいま、家の大 掃除をやっていてね。それが大 変で、大変で。5、6人が座れ るくらいのテーブルがあるんで すが、新聞の切り抜きやら映画・ 演劇関連資料が山のようになっ ていて、皿一枚くらいのスペー スしか残っていない状態になっ



てしまったんです。これじゃい けないと片づけを始めたんです。 ただ、もう昨日、今日の話では なくて、何年もかけてためこん できたものだから、ちょっとやそ っとでは片付かない。収納をど うするかということも家づくりに は欠かせないものですね。

### まちのブランド化に 成功しているところは強い

ろいろなまちを見てきました。ま ろ、食べ物にしろ、むかしから

東京のまちは好きだから、い

ちそのものの名前がブランドに なっているところは得だと思いま すね。巣鴨は「とげぬき地蔵」「お 年寄りのまち」、銀座は「洒落た まち | 「大人のまち |、渋谷は 「若 者のまち | だとか、それぞれブ ランドがあります。原宿や自由 が丘、六本木だってそうです。 ブランドがどうやってつくられて きたかというと、それぞれの場 所に何かしらの魅力があったん だと思います。その魅力を探し 出してやる、もしくはつくりあげ ていくことが重要なんですよ。ま ちだけでなく、ファッションにし

その土地の魅力を探し出す、 もしくは創り出すことが重要です

特集I

この人に聞く 愛川 欽也氏

「あなたのまちの宣伝本部長」 愛川欽也氏が語る

東京・まち・家

ブランドをつくりあげてきたとこ ろが一番強いんです。みんなが 受け入れやすいものだから。

「出没!アド街ック天国」とい

う番組の司会を15年以上もやっ ています。「地域密着系都市型エ ンターテイメント」と銘打って、 毎回1つのまちを取り上げ、ラ ンキング形式でそのまちを紹介 していくという番組です。この 番組も最初のころは、取り上げ たまちでブランドをつくるなら何 がいいか考えて、そのまちのCM をつくっていたんです。つまり、 まちづくりを考えて番組をつくっ ていたんですよ。でも、15年以上 やっているうちに番組の性質も 変わってきて、今ではそういっ たことはあまりやらなくなっちゃ

例えば、恵比寿というまちが ブランドになったら、「恵比寿せ んべい | なんかも作れるわけで すよね。そういうことが知恵だと 思います。「アド街」の当初のコ ンセプトのように、まちのブラン ド化やまちづくりを考える番組 を新たに立ち上げたいとも考え ています。

目玉になるようなものがない まちも確かにあります。でも、み んなが気づいていない魅力のあ るまちはまだまだ探せると思うん です。一方で「そのまちにしか ないもの」とよく言われるけど、 僕がこれまで生きてきた経験か ら言わせてもらえば、実は「そ のまちにしかない | なんてそん なにないんですよ。ただし、「そ のまちにしかない」と思わせると

ブランド化というのは、 その土地に付加価値を つけることです

ころが知恵なんです。そして、 これを世間にどうアピールする かというところがポイントです。

商業地だけでなくて、住宅地 としてもブランドをつくることが 大事ですよ。例えば、大手不動 産会社が田園調布や成城という、 ある種のブランドのあるまちを つくったようなつくり方だってあ ります。

例えば、クリスマスの時期に なると、いろいろなイルミネーシ ョンを施した住宅が集まって話 題になる地域がありますよね。 でもこれは年1回のことだから、 ちょっとさびしい。これを年中や っていて、何か楽しそうなまち だなとか、散歩してみたいまち だなとか思わせるようなまちづく りができたら大したもんですよ。 電気がついているから、夜道も 安心して歩けるまちだと思って くれるかもしれない。

街灯にちょっとお金をかけて、 「街灯のあるまち」なんていうの もいいかもしれませんね。僕は 住宅地の魅力の1つは明かりだと 思っているんです。ちょっと洒 落た街灯を配して、散歩したく なるようなまちをつくるんです。 これで夜の街が好きになってみ んなが出歩けば、やはり防犯効 果になり、安全・安心のまちにつ ながります。



# 愛川 欽也氏

### Kinya Aikawa

1934年6月25日、東京・巣鴨生まれ。1953年、埼玉県立浦和高校を経て俳優座養成所研究生 (3期生)となる。その後、劇団三期会を経てフリー。俳優、声優、ラジオパーソナリティ、司 会者、エッセイストもこなすマルチタレント。近年は、年1本のペースで映画制作も行っている。 また、2012年4月からインターネットTV「kinkin.tv」を開局。「愛川欽也 パックインニュース」 を中心にさまざまな番組を発信している。kinkin.tvの視聴は以下のHPから。http://kinkin.tv/

### 不動産屋さんが 「地域の個性」を探してまちを 盛り上げていくべき

不動産屋さんは、まず自分の まちの個性を探してみることで すね。何かはあると思うんです よ。もちろん、それを活かすた めには、知恵をしぼらなければ いけないですが。でも、ブラン ド化に成功できれば、まちに活 気がでて、土地の値段だって上 がるはずですよ。地元の不動産 屋さんがそのまちに一番詳しい はずだから、何かブランドにな るものを探して、そのまちを盛り 上げていくべきだと思いますね。

ブランド化というのは、つまり その土地に付加価値をつけるこ とです。月島だって「もんじゃ

のまち」なんて言われています けれど、僕が子供のときはどこ の駄菓子屋にもあってよく食べ たものです。それが今じゃ月島 のブランドになっている。その 辺に関しては、京都なんて非常 にうまいですよ。あめ玉1つにし ても、きれいな紙や箱で包んだ りしてブランド感を出している。 実際はなんてことない、東京の 金太郎あめの方がよっぽどおい しかったりするんですよ。ただ、 京都には付加価値をつけること に長けた商人が何人もいたとい うこと。うまいキャッチフレーズ やコピーを考えるっていうのは とても難しい。だけど、見た通 りの、食べた通りのままでいい から、まず何か見つけることが 大事なんじゃないかな。

O4 不動産東京 October 2012

# 新宿駅周辺地域

# アジアヘッドクォーター特区で 東京がこう変わる

# 一防災・環境・省エネ先進エリアへと進化一

国の新成長戦略に基づき、東京都が申請し昨年末に「国際戦略総合特区」として認められたアジアヘッド クォーター特区。アジア地域の業務拠点、及び研究開発機関を5年間で50社以上、その他の外国企業を5 年間で500社以上呼び込むのが目標です。特区のエリアは、東京都心・臨海地域、品川駅・田町周辺地域 新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、羽田空港跡地の5カ所。それぞれのエリアではどのようなまちづくりが 行われるのでしょうか。本誌では、その概要をシリーズで連載します。第1回目は、新宿駅周辺地域です。

### 強固なインフラが地域資源

新宿駅周辺地域はIR新宿駅を 挟んで西口の新宿副都心、東口の 駅前繁華街を合わせた約200haが 対象です。このエリアには、1日の 乗降客数が350万人と日本一の新 宿駅を中心に、上場企業約80社、 就業人口約26.5万人を抱え、エネ ルギー、诵信、保険、不動産、住

宅など生活関連産業の企業が多数 集積しています。

また、半世紀前に決定された新 宿副都心計画に基づき、強固なイ ンフラ、街路、公園、超高層ビル が整備され、広大なオープンス ペースが確保されていることも、 このエリアの特徴です。

西新宿地区を中心に整備されて いる地域冷暖房システムは世界一

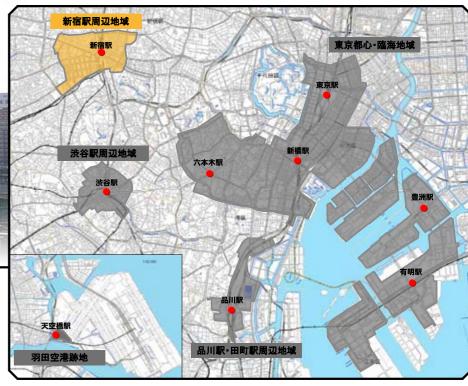
の冷温水熱供給量を誇り、40年以 上にわたって事故なく熱を送り続 けているなど、地域の自立・分散 型エネルギーネットワークも確立 されています。

### 環境先進都市を実現

アジアヘッドクォーター特区の 域内ビジョンでは、このような地 域資源を踏まえ、「環境先進都市

東京を代表するビジネス空間を形 成する」「生活産業に関連した新 たな産業を創発する都心の形成に 努める」という整備の方向性を打 ち出しました。

では、このエリアで今後、どの ような事業やまちづくりが行われ ていくのでしょうか。新宿駅西口 については、新宿副都心に本社や 本社機能を置く企業・大学など14 総合特区予定エリア



法人が組織している「新宿副都心 エリア環境改善委員会 | がまとめ た再生ガイドラインプランを参考 に、また新宿駅東口については、

新宿区がまとめた新宿駅東口まち づくり構想をもとに今後の取り組 みを見てみましょう。

### 新宿駅西口 人工地盤取り外し構想も

### 面的ESCO事業の実現

ESCO事業とは省エネ改修にかかる費用 を光熱費の削減分で賄う事業のこと。新宿 副都心全体でこれが実現すれば、このエリ アのビル所有者はコスト負担なしで省エネ 改修が図ることができ、環境先進都市東京 を代表するビジネス空間を形成する大きな 一歩となります。この実現のために、特区 指定に基づく規制緩和を活用した街区を跨 いだ電力融通や、現在2系統ある地域冷暖 **戻業者間の遵管接続が今後進められること** になります。

### 面的無線LANの導入

道路や公園などの公開空間における無線 LANサービスを提供します。6月1日から

新宿副都心エリア環境改善委員会の一員で あるKDDIが新宿副都心の北側でWi-Fi サービスを始めました。

### EVカーシェアリングの検討

新宿副都心に立地する企業の社用車を共 有のEVカーに置き換えます。既存のビル 地下駐車場を有効活用するほか、オンデマ ンドの予約システムなども検討します。

### 防災屋台の実現

エリア内にある東京医大病院などと連携 して、街路や公開空地を活用し、平常時は カフェ、災害時には防災・緊急医療提供コー ナーに早変わりする拠点を設けます。特区 指定による道路占用、公開空地利用の規制 緩和を活用します。

### 人工地盤取り外しと 都庁前駅の見える化構想

2020年に開通する新宿駅東口と西口を結 ぶ東西自由通路を延長し西口から新宿中央 公園に延びる中央通り上の人工地盤を取り 払い青空化を検討します。また都庁前駅を 半地下化仕様にし、見える化も検討します。



# 青梅街道 特別区道第 都道芝新宿 干子線 西新宿二丁目 都市計画道路幹線街 路環状第5の1号線の 東側端線 新宿区·渋谷区界 新宿御苑 西新宿三丁目 代々木駅

東西自由通路の開通を踏まえ、賑わいと 風格のある駅前広場を実現します。また、 歌舞伎町方面や新宿三丁目駅方面の回遊性 や歩行者動線を確保します。

### 靖国通りの地下通路の整備

靖国通りの地下通路を延伸し、歩行者空 間のネットワーク化を図ります。

### 新宿通りのモール化

車の通行を原則禁止にし、歩行者優先の 賑わい空間を実現します。

### 駐車場附置義務の 新宿ルールの検討

必要な駐車場台数の整備と附置義務駐車 場確保に苦労している老朽建築物の円滑な 建替えを促進します。

### 既存不適格建築物や 旧耐震建築物の建替え 促進に向けた地区計画の活用

現在の用途地域・容積率導入前に建てら

# 新宿駅東口 新宿通り歩行者専用検討も

れた老朽建築物の建て替えを促進するため、 地区計画を活用して建築制限の見直しを実 現します。

### 優れた街並み景観を誘導する ルールづくり

個々の建物についてデザイン上配慮すべ き事項や、屋外広告物等のデザインを誘導 するルールを取りまとめるとともに、壁面 緑化や屋上緑化を推進します。



hiroshi / PIXTA(ピクスタ

2012.10 不動産東京 07 O6 不動産東京 October 2012

### シリーズ連載「2020年の東京」に向けて①

# 木密不燃化10年プロジェクトで 燃えない・燃え広がらない東京に

東京都は昨年12月、「2020年の東京」を策定しました。これは、防災力の向上やエネ ルギー政策、少子化対策などの課題に対応し、首都・東京のさらなる進化を目指す中 長期的な都市戦略です。本誌では「2020年の東京」に掲げられた12のプロジェクトの うち、住宅・不動産に関わるプロジェクトを取り上げ、現状や課題などについて連載し

# ていきます。第1回目は、「木密地域不燃化10年プロジェクト」です。

### 2020年には「燃え広がらな い・燃えない」東京へ

東京都が4月に公表した首都 直下地震等の新被害想定では、 東京湾北部を震源とするマグニ チュード7.3の地震が、火災被 害が最大になる冬の午後6時

### 「2020年の東京」とは

「2020年の東京」は、2006年策定の 「10年後の東京」計画を引き継ぎ、かつ 東日本大震災後の新たな社会経済状態と 課題に対応するための計画です。具体的 には12のプロジェクトが計画されてい ます。事業費は3年ごとに算出しますが、 毎年見直しが行われ、改定されていきま す。最新の実行プログラム2012では、 全体事業費として2012~2014年度で 2.2兆円が計上されています。

### 「2020年の東京」を支える12のプロジェクト

耐震化100パーセントプロジェクト\*

木密地域不燃化10年プロジェクト\*

防災共助プロジェクト\*

東京産電力300万kW創出プロジェクト\*

スマートシティプロジェクト\*

水と緑のネットワーク実現プロジェクト\*

陸海空交通ネットワーク強化プロジェクト\*

アジアのヘッドクォータープロジェクト

東京の保育力強化プロジェクト

生涯現役プロジェクト

かわいい子には旅をさせよプロジェクト

四大スポーツクラスタープロジェクト\*

\*は本シリーズで取り上げる予定のプロジェクト

(風速毎秒8m) に起こる場合、 焼失棟数約20万棟、火災による 死者約4100人におよぶと推定 されています。

東京都は、2020年の東京の姿 として、震災時にとくに甚大な 被害が予想される木造住宅密集 地域において、「延焼遮断帯を 形成する主要な都市計画道路を 100%整備 | するとともに、「延 焼による焼失ゼロが実現| する との目標を掲げています。

現状を見てみましょう。まず、 木密地域とはどういった地域な のでしょうか。東京都では、市 街地の燃えにくさを表す指標で ある不燃領域率が60%未満の地 域を木密地域としています。不 燃領域率が70%を超えると、市 街地の延焼による焼失率はほぼ ゼロになるといわれています。 60%未満の地域は、都内に約1 万6000ha (2006年度) もあります。

このなかでもとくに火災危険 度が高く、老朽化した木造建築 物が集積している28地域が、 2010年改定の「防災都市づく り推進計画」で「整備地域」に 指定されました。整備地域は、

山手線外周部から環状7号線沿 いに広がっており、面積は 7000ha (区部面積の11%)、居 住人口は約180万人(区部人口 の20%) です。

木密地域では、消防車が入れ ない狭あい道路や行き止まりの 道路が多いことや、火災延焼を 防ぐ公園等のオープンスペース が少ないことなどから、震災時 には大きな延焼被害がでること が予想されています。また、都 心部から放射状に延びるほぼす べての主要幹線道路が木密地域 を通過していることから、災害 時には緊急活動や物流に大きな 支障をきたす恐れも懸念されて います。

木密地域に対する取り組みと して、東京都は区と連携して前 述の「防災都市づくり推進計画| を策定し、延焼遮断帯となる道 路の整備や建物の不燃化・耐震 化促進を進めてきました。しか し、整備地域の不燃領域率は、 現状56% (2006年度) にとどまっ ています。また、延焼遮断帯を 形成する都市計画道路の整備率 も50% (2010年度) ほどです。

### 先行実施地区位置 京島周辺 墨田区 2 鐘ヶ淵周辺車 東中延一・二丁目、中延二・三丁目 3 品川区 目黒区 原町一丁目・洗足一丁目 (5) 大田区 大森中 中野区 弥生町三丁目周辺 東池袋四・五丁目 豊島区 十冬駅西 北区 荒川区 荒川二・四・七丁目 板橋区 大谷口 葛飾区 用フホー・二丁目 江戸川区 南小岩七・八丁目周辺

### 「不燃化特区」と「特定整備 路線」で一体的に取り組む

東日本大震災により防災への 関心が高まったことなどを受け、 東京都は木密地域を東京の最大 の弱点であるとして、従来より も踏み込んだ整備促進策を講じ るため、「木密不燃化10年プロ ジェクトーを策定しました。

2012年度は前年度比19億円 増の78億円が計上されており、 今年度からの新規事業となる木 密地域不燃化10年プロジェク トの事業費は、10億6000万円と なっています。

具体的な目標としては、(1) 整備地域における不燃領域率を、 従来よりも5年前倒しして、 2020年度までに70%に引き上 げる(「燃えないまち」の実現)、 (2) 整備地域における主要な 都市計画道路の整備を2020年 までに100%達成する(「燃え 広がらないまち」の実現)の二 本柱です。この目標実現のため 一体的に取り組まれる主要施策 が、「不燃化推進特定整備地区 (不燃化特区)」と「特定整備路 線 です。10億6000万円のうち、 不燃化特区に1億5000万円、都 市計画道路整備に8億9500万円 が計上されています。

### ── 不燃化特区 ────

不燃化特区制度は以下のよう な仕組みです。まず、都が地域 危険度の高さなど地区指定要件 や、整備プログラムの設定要件 (不燃化を進める核となり、波 及効果が期待できるコア事業な ど)を提示。区が対象地区と整 備プロジェクト素案を提案し、 東京都が指定・認定します。素 案は、各区が取り組んできた不 燃化事業がベースとなっていま す。その後、都と区は共同で整 備プロジェクトを作成。区がプ ログラムを実施し、都は不燃化 助成の上乗せや都税の減免措置 などの特別支援を行います。

凡 例

■ 先行実施地区

整備协域

河川・海

主要な道路

区境

JR線

江戸川

不燃化特区の創設にあたり、 都は当初、先行実施地区を3地 区程度選定することを予定して いましたが、11区12地区が申請 されました。都は少数の先行地 区と協力し実地に作業を進めな がら制度構築を進めていくつも りでした。しかし、予想以上に 多くの区から出された熱心な提 案を受け、「不燃化対策の盛り 上がりに水を差してはいけな い」(都防災都市づくり課) と

റമ 不動産東京 October 2012 2012.10 不動産東京 09

現在、先行地区に選定された 区は都と共同で整備プログラム 作成を進めています。2013年4 月からの制度開始に向け、順次 整備プログラムを公表していく 予定です。

### 

延焼遮断帯を形成する主要な 都市計画道路整備を2020年ま でに100%達成するため、都は 「特定整備路線 | を指定します。 これは、期間を限定して関係権 利者などの生活再建等のための 特別支援を行うものであり、具 体的には沿道居住者の円滑な住 み替えに向けた都有地・都営住 宅等の活用や、沿道の用途地域・ 容積率の変更時期の前倒しなど が検討されています。

都は今年6月、特定整備路線 の候補区間の第1弾として、23 区間を選定しました。今年10月 を目途に全ての候補区間を公表 します。また、特別支援の内容 も年内に公表する予定です。

### 狭小宅地や複雑な権利関係 など課題は山積

前述の取り組みにより、東京 都は「延焼遮断帯の形成と市街 地の不燃化が一体的に促進され、 より高い施策効果が発現 | する としています。一方で、木密地 域には課題も山積しています。 前述した狭あい道路の問題に加 え、居住者の高齢化による建て 替え意欲の低下、狭小宅地、合

意形成を困難にする複雑な権利 関係などです。

ある区担当者は、「建て替え などでは、あくまでも地域住民 の理解と協力が必要。特区制度 などで、支援の幅が広がればそ れだけ住民の理解が得られる機 会も増えてくる | と指摘します。 都としても、木密地域の住民に 対し、地域密着型の集会開催や 震災復興シンポジウム開催など を通じ、防災まちづくりや不燃 化に対する意識啓発や情報提供 などを行っていきます。

# 都市の個別性能を コントロールして 積み重ねよ

都市計画はどうあるべきか

シリーズ -

少子高齢化、産業構造の変化、安心・安全確保の重要性。 都市を取り巻く環境は大きく変化しています。

当本部では今後、都市計画のあり方について幅広く検討していきます。 「不動産東京」では、専門家の先生にシリーズでお話を伺っていきます。 トップバッターは政策研究大学院大学教授の福井秀夫氏です。

# "良いまち"という ビジョンを取り払うところから 始める必要があります。

都市計画や建築規制によって誘 導するのだというのが、都市計 画権者の考え方です。

これは無理だと思うのです。 計画や規制は、人間がやること ですから限界がある。神のよう に全てを予測し、計画通りに人々 を思うままに動かせるはずがあ りません。抽象的で教条主義的 な"良いまち"から始めるのでは なくて、まず、安全を守る、景 観を守る、異臭や騒音が出ない ようにするという、都市を形づく る個別の要素の性能をきちんと コントロールすることから始める。 そして、それらを積み上げていっ た結果として現れてくるのが"良 いまち"なのではないでしょうか。

先験的に"良いまち"のプロト タイプがあって、それに基づい て建物の容積率や高さを決めた り、土地利用の用途を住宅、工業、 商業などと一律に規制するので はなく、安全性に欠けた建物が あったら、それが安全でないこ とが周りの人に分かるようにし て、保険を活用して安全な建物 に誘導する、あるいは日照や環 境、景観を阻害する建物だった ら、その阻害の程度に応じて、 固定資産税を重課するというよ うに、個別の要素ごとに実態に 基づいて問題に対処していくと いうのが本来の規制のあり方だ と思います。

政策研究大学院大学教授 福井 秀夫氏

"良いまち"というビジョンに基

### "良いまち" は結果として 現れてくるもの

都市計画とか建築規制は一般 論としてはきわめて重要です。 都市の環境を守る、都市や単体 の建物の安全性能を高める、都 市にとって必須のインフラを整 合的に配置する、という重要な 使命と目的があります。ところが 現在の都市計画や建築規制はそ れを達成する手段として、必ず しもうまくいっていません。

地方公共団体の都市計画担当 者や都市計画の研究者は、"良 いまち"という表現をしばしば使 います。まず始めに"良いまち" というビジョンがあって、それを

1O 不動産東京 October 2012 2012.10 不動産東京 11

づいて規制をかけることがいかに 実態とかけ離れているかは、違 法建築の数が証明しています。 2010年度には5500件強もの違法 建築物があります。一方、是正 されたのは2200件程度にとど まっています。建築基準法の規 制そのものが"ざる法"なわけで す。立派なビジョンに基づいて、 がんじがらめの規制をかけてい るにもかかわらず、実効性につい てははなはだ乏しいというのが実 態です。そのような画餅に近い 規制をかけるよりは、税制や補 助金などによる経済的なデメリッ トとインセンティブを与えること でより実効性を確保すべく誘導 するほうがはるかに有効です。

耐震性確保には 情報開示と税・保険が有効

用途規制の発想そのものにも 問題があります。これまでは用途 純化が底流でした。たとえば、

> リアの中に建てら れない。ところ がいまのハイテ ク工場、バイオ 工場などは静か で清潔かつ安

> > 全です。

住宅と工場は同じエ

しかも生産性は高い。住宅地に あっても全く問題ありません。工 場がうるさくて汚いものだという 前提に立てば、用途純化の発想 は間違っていませんが、現実に はその前提は時代とともに大きく 変化しています。古典的発想で はこうした変化に対応できません。

いまの用途規制が仕様規定に なっているからです。これを性 能規定に変えれば変化への対応 が可能になります。工場への立 地規制など用途の制限ではなく、 周辺環境に与える個別の害悪そ のものに、端的に基づいて規制 をすればいいわけです。たとえ ば臭気、騒音、搬入交通量など について守らなければならない 基準を定める。これがクリアさ れていれば住宅地に工場を建て ることを制限する理由はなくなる。 日影規制や容積率規制など集団 規定一般についても同様です。 このように決めていけばより柔 軟な土地利用が可能になります。

ただし、建物単体の規制につ いては、安全性能の基準を定め る一方、より明確なら一定の仕 様規定も併用しつつ安全の確保 に徹底的に努めるべきです。さら に建築物の耐震性能の情報開示 制度はぜひとも必要です。耐震 診断の有無とその内容は、重要 事項説明へ明記されるようになり ましたが、保険も活用しつつ、

耐震診断を受け耐震性が満たさ れた建物は有利に取引され、そ うでない建物は不利になる、この ようなインセンティブの仕組みを 構築すべきです。

それに加えて税も連動させる。 建物への保有税は、耐震性能が 劣る、周囲に日照阻害、圧迫感 を与えるなどの欠陥建築物にの み課すべきです。しかし評価額 と連動する現行の建物保有税は、 建物の質と安全性の向上には阻 害要因となります。建物に手を かけて安全かつ快適に整備すれ ばするほど、税負担は上がって いきます。投資抑制以外の何物 でもありません。耐震性能、耐 火性能、環境性能に優れた優良 な建物のほうが固定資産税は重 いというのは本末転倒です。

さらに、建物の安全性を確保 するためには、先ほども触れま したけれど、保険の活用も必要 です。いまの地震保険は、建物 の耐震強度にかかわらずほぼ一 律に保険料がかかる仕組みに なっています。これは建物の耐 震性能が開示されていないこと も関係しています。これが明ら かになれば、建物の安全性に応 じて保険料をきめ細かく設定で きます。自動車保険のようにリ スク細分化して広く分散する設 計が可能になるわけです。まず、 このプラットホームを整備した

土地利用の用途純化は 時代の変化に柔軟に対応できません。

うえで、耐震性能を満たしてい ない建物には保険の加入を義務 付ける。地震に危ない建物に住 むことは経済的に不利になると いうことを、保険料負担を通じ て明確にすべきです。

保険を通じた安全性の向上は、 地震だけではなく、津波、水害、 土砂対策にも使えます。3.11以降、 津波の被害想定が見直され、そ の範囲が大きく拡大しています が、そのエリアにおよそ住宅を 建てるなと言っても無理があり ます。過去、津波の被害に遭っ たところが3.11でまた被害を受け ました。そのエリアから離れら れない地域に根差した人々の生 活があるからです。それならば、 危険地域だとして一律に住宅の 建築を禁止するよりも、住宅を 建てるのであれば、そのリスク に見合った保険に加入すること が条件になりますよ、とソフトに 誘導する方がより効果的ではな いでしょうか。

### 容積率でインフラ負荷を コントロールできるのか

容積率についても問題が多い。 容積率導入の根拠は、良好な都 市環境の確保と都市のインフラ 負荷のコントロールだと言われ ます。これは考えてみるとおか しい。良好な都市環境の確保を 目指すのであれば、容積率規制 ではなくて形態規制でなければ なりません。敷地いっぱいに建 つ、9階まで吹き抜けのある10 階建て建築物は容積率200%に 収まってしまいます。こんな建

物ができれば、周辺に与える圧 迫感は同じ容積率の普通の二階 建て戸建て住宅とは比べものに なりません。容積率で規制して も良好な都市環境の確保にはつ ながらないのです。

容積率でインフラ負荷をコン トロールするというのもおかしい。 住宅やオフィスビルが建って、 居住人口や執務人口が増えると、 周辺の道路や鉄道が混む。水道 の使用量や下水の排出量も上が る。だから容積率で建物の床面 積を規制し人の活動をコント ロールしようというのがその発 想です。しかし、インフラ負荷 は住宅やオフィスビルがどこに 建つかで全く違ってきます。都 心部に住宅が建てば、むしろ周 辺からの電車等の通勤人口が減 りラッシュの軽減につながりま す。郊外住宅とはまったく効果 が逆であり、容積率をもっと上 げてもいいはずですが、容積率 は土地利用の用途に基づいてほ ぼ全国一律で定められています。 インフラ負荷軽減を目指すので あれば、交通機関や電力、水道 など個別インフラごとにピーク 時に利用料金が高くなるピーク ロードプライシング制を導入す れば済むことです。

財源の問題も考える必要があ ります。都心に通うサラリーマ ンの家族のために東京周辺の地 方公共団体は学校や病院を整備 しなければなりません。法人税 収がないにもかかわらずインフ ラの負担はしなければならない。 それが過去、開発指導要綱など の地方公共団体の規制に結び付



政策研究大学院大学教授、まちづくりプログ ラム・知財プログラムディレクター。(社)日 本不動産学会常務理事。 1981年東京大学法学部卒業、同年建設省入

省。計画局、都市局、住宅局、会計課などを 経て96年法政大学社会学部教授。00~01 年ミネソタ大学政治学科客員研究員、01年 から政策研究大学院大学教授。日本不動産 学会賞、都市住宅学会賞などを受賞。

きました。行政単位を大幅に広 げ受益と負担が一つの自治体の 中で完結することが目指すべき 姿でしょう。

"良いまち"という概念が先に あるのではなく、安全、景観、 環境、混雑など都市を構成する さまざまな要素を適切にコント ロールし、それぞれの性能が高 まれば、自ずと"良いまち"にな るのです。ただ、少子高齢化が 今後ますます進むことを考える と、それを踏まえた都市構造の 方向性は必要です。それがコン パクトシティだと思います。中 心部に主要な都市機能とインフ ラを集中させ、都市を高密度か つ効率的につくり変えていく。こ のためには、不動産の流通コス トと権利調整コストも大幅に引 き下げなければなりません。不 動産の取引を阻害する不動産取 得税、登録免許税、建物保有税、 住宅消費税などの税は撤廃か軽 減が必要です。(談)

12 不動産東京 October 2012

区市長が語る









**並川市 清水庄平** 市長

# 都市と農村が共存する まち、広大な国有地に 企業誘致の取り組み

立川市の特長と魅力を 教えてください。

立川市は、面積24.38km。人口 約18万人で、首都圏の業務核都市 に指定されています。この20年に おいては、平均で年間約1000人 ずつ人口が増加しています。立川 市には、中央線や南武線などの鉄 道路線が東西に走っていますが、 南北を貫く多摩都市モノレールが 2000年に全線開通したことを機

に、立川は一気に商業都市に変貌 しました。そのターミナル駅であ る立川駅は一日の乗降客数が約 31万人。これは都内の新宿以西で は、新宿駅に次ぐ多さを誇ります。

一方で、市内には農地が約 300haもあります。八王子や町田、 青梅、あきる野市に次いで、都内 で5番目に農地面積が多いところ なんです。ブロッコリーの出荷額 は多摩地区トップですし、小松菜、 トマトの出荷も大変多いんです。 ウドも名物で東京一の生産量を

誇っています。農地に加え180ha の国営昭和記念公園もあり、ま さに緑豊かなまちが形成されてい るといえます。立川は都市と農村 が共存する稀有なまちだと言われ ています。

### 立川断層などが取りざたされて いますが、立川市の防災に ついて教えてください。

東日本大震災時には、立川駅周 辺で約2600人の帰宅困難者が一 時滞在施設を利用しました。当日 職場に待機した約520人の職員が 夜を徹して帰宅困難者や残留保育 への対応にあたり、競輪場や防災 倉庫に備蓄していたカイロや毛 布、アルファ化米などを迅速に配 布することができました。東京都 が今春発表した新たな地震被害想 定では、立川駅周辺では約5万 6000人の帰宅困難者が発生する と予想されています。そこで、市 内28の企業・団体に立川駅前滞留 者対策協議会を組織してもらい、 公共機関・施設では対応できない 部分での協力をお願いするなどの 対策を検討しています。

立川市は、関東大震災時でも家 一軒も倒れなかったほど地盤は しっかりしている土地です。最近 になり、立川断層の存在が注目を 集めています。ただし、詳しいこ とは実はあまりよくわかっていな いんです。文部科学省主導で、26 年度まで3年間かけて大規模なト

レンチ調査などを実施していま す。この結果を受け、あらためて 防災対策の見直しを行う予定で す。ただ、現時点での対応として、 市内182の自治会に自主防災組織 の設置を要請しています。現在、 99の組織ができていますが、最低 でも70%くらいの組織率にもっ ていきたいと考えています。

緊急輸送道路沿道建築物の耐震 化は最優先課題です。132棟が対 象となっています。国と東京都の 補助金等を活用しながら整備を進 めています。とくに立川駅前周辺 については、市民の生命と財産の 安全・安心を確保するため、市も 重要路線と位置づけ、建物の耐震 化を進めています。

### 旧庁舎跡地など、 広大な土地資源をどう活用して いかれるのでしょうか。

旧庁舎跡地については、国の地 方合同庁舎や国家公務員共済組合 連合会立川病院など周辺地区を合 わせると8haくらいあります。病 院の建て替えも計画が進んでいま すし、国の合同庁舎も25年秋に移 転予定です。しかし、中長期のま ちづくり構想としては、隣接する 西国立駅の高架化等にあわせ、ま ちづくりを進める予定です。

その間、旧庁舎跡地をどうする かというと、民間企業など9社で 構成する指定管理者によって、旧 庁舎と隣接する市民会館をリ

ニューアルして一体的に運営して いくという方向になりました。具 体的には、旧庁舎の2棟の建物の うち、耐震基準をクリアした1棟 に「立川市子ども未来センター」 を設置します。これは、子育て推 進の拠点であるとともに、特別な 支援を必要とする子どもへの教育 環境を一体的に支援していく施設 です。同時に、約5万冊のマンガ を集めた「まんがぱーく」を来年 3月に開設いたします。子どもだ けでなく大人も楽しめる施設にし ていきたいと考えています。この ように、中長期のまちづくりに至 るまでの概ね10~15年は、子育 て支援とにぎわい創出との二本柱 で事業を進めていきます。

立川駅北口地区にも約9haの国 有地があり、懸案となっています。 このうち2.6haは大型家具店イケア が取得し、2014年春に店舗をオー プンする予定です。また、駅に近 いlhaについては、国の地方合同 庁舎が来年秋に完成します。イケ ア取得用地と残りの5.4haについて は、企業誘致条例を策定し、固定 資産税および都市計画税の50%相 当額を3年または5年間にわたり 奨励金として交付するなどの措置 をとっています。

立川市のまちづくりにおいて 不動産業界はどういった 役割を果たせるでしょうか。

立川市では、2018年ごろをピー

クに人口が減少していくと予測 しています。人口減を見据えたな かでは、なかなか公営住宅を増や すことはできません。東京都でも 公営住宅を減らしています。民間 の賃貸住宅では空き家が増えて きています。その一方で、高齢者



## 民間の優良な賃貸住宅に 関する情報提供を お願いしたいですね

Shohei Shimizu

1945年立川市生まれ。1969年日本大学法学部 卒業、1982年7月~1991年12月立川市議会議 員。立川市収入役を経て、2007年9月立川市長 に就任。現在2期目。趣味は園芸、座右の銘は「近 者説 遠者来(近きもの喜び、遠きもの来る)」。

や低所得者など住宅に困窮して いる世帯があります。こうした 人々に、優良な民間賃貸住宅を貸 してもらうために有効な方策は ないかと考えているところです。 不動産業界の方々には、民間の優 良な賃貸住宅に関する情報の提 供をぜひお願いしたいと考えて おります。

# 立川基地

金網の向こうのアメリカ



「LAUNDRY-GATE (ランドリーゲート) の想い出 |。ユーミンが米空軍立川基地をテー マに歌った曲である。彼女自身と思われる十 代の女の子と、立川基地に住んでいた同年代 のアメリカの女の子との交流を懐かしさとほ ろ苦さをもって振り返った曲だ。

アメリカの文化がきらきらと輝いていた時 代。金網の向こうのアメリカは、豊かで進ん でいた。ユーミンと思われる女の子は、アメリ カの女の子からピザの作り方と、その年齢の 少女にしては少し背伸びした男の子との付き 合い方を教わり、当時流行の最先端だった日 本では発売されていないロックのレコード(ジ ミ・ヘンドリックス)を借りた。基地の閉鎖が 決まって、アメリカの女の子がくれた口紅をつ けて見送りに行ったけれど、すでに飛行機は 飛び立った後だった。こんな歌詞である。

ユーミンが結婚して荒井由実から松任谷由 実に姓が変わり、松任谷姓で初めてリリース した通算5枚目のアルバム「紅雀」に収録さ れている。因みにランドリーゲートという名 前は、立川基地の入り口に洗濯工場があった ことからそう呼ばれた。

立川基地で米空軍の飛行活動が停止された のは1969年、洗濯工場が閉鎖されたのが1971 年である。ユーミンは、そのころ流行を追っ かけ基地に出入りしていた少し尖がった女の 子のわくわくした体験と、そのきっかけを与 えてくれたアメリカの女の子が本国に引き揚 げた後の喪失感を歌った。

戦後の日本人にとってアメリカはあこがれ だった。また嫌悪の対象でもあった。米空軍 立川基地での飛行活動の停止は、ユーミンが 基地に出入りしていた10年以上も前から始 まったいわゆる「砂川闘争」が大きく影響し ている。きっかけは1955年の米軍による立川 基地拡張計画だ。旧日本陸軍飛行隊の飛行場 を接収した立川基地は滑走路が短く、飛行機 のジェット化に対応できなかった。このため、 周辺市街地への延伸を米側は日本政府に要求 したが、これに断固反対したのが砂川町(現 立川市北部) の農民や住民たちだった。この 反対運動に学生や労働組合員も加わり、警官 隊とたびたび流血の衝突となった。1960年の 安保闘争の先駆けとも言われている。砂川闘 争は駐留米軍という存在の合憲性が裁判で争 われる事態にまで発展した。

ユーミンがあこがれた金網の向こうのアメ リカは、攻撃の的でもあったのだ。「紅雀」が 発売された1978年3月の4カ月前、1977年11 月に立川基地は全面返還された。いま立川基 地の跡地は陸上自衛隊の立川駐屯地、国営昭 和記念公園、国の広域防災基地などとして活 用されている。立川は多摩地区の中心都市と して発展が著しい。金網の向こうにあったア メリカはもはや跡形もない。

ト写真: ト空から見た立川駅と立川基地(1985年撮影・東京都提供)



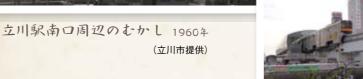
立川市砂川町の 住宅街 1966年 (東京都提供)



立川駅北口周辺のいま 2012年



(東京都提供



立川駅南口周辺のいま 2012年



砂川町で開催された 砂川基地問題町民大会に 向かう安井誠一郎都知事。 (東京都提供)



立川基地拡張反対運動を行う住民らの 頭上を飛ぶ米軍機 撮影日不明 (立川市提供)



砂川町で開催された砂川基地問題町民大会 1955年 (東京都提供)



米空軍立川基地の返還に伴う降旗式 1977年



### 実務に活かす!

# 最新判決動向

裁判所の判決が、皆さんの実務に大きな影響を及ぼすことは少なくありません。 そこで、これから最近言い渡された判決を題材に、皆さんが知っておくべきことを できる限りわかりやすく解説していきたいと思います。

vol. 7

# 賃貸借契約の解除と明渡し ―― 自力救済による明渡しは有効か

### 賃料滞納の賃借人には 強制執行か自力救済か

自分の所有する不動産を第三者に 賃貸する動機はいろいろあるでしょう が、一番大きな動機はそこから賃料 を得て収益を上げるところにあると思 います。そのため、賃貸人は、賃借 人が賃料を滞納した場合に備えて、 連帯保証人をつけたり、敷金を預かっ たりするわけです。

ところがそうはいっても、賃借人の 勤務していた会社が倒産したり、賃 借人がリストラにあったり、給料が大 幅に減額されたりして、十分に払え ると思っていた賃料が支払えなくなる 場合が出てきます。賃貸人としても ボランティアで貸しているわけではあ りませんから、支払いを督促しても賃 料が支払われないとなると、契約を 解除し早期の明渡しを求めるというこ とになります。

こうした場合、賃借人が自主的に 建物を明け渡してくれればいいので すが、なかなかそうはいきません。そ

こで、こうした場合は訴えを提起して 判決をもらい、それでも出てくれない となると、強制執行するということに なります。しかし、こうした手続は時 間と費用がかかるということで、敬遠 する賃貸人が少なくないようです。

この場合、実力行使(これを 「自力救済」といいます)に出ること があるわけですが、その結果、どの ようなことになるのでしょうか。これ が今回のテーマです。

### 賃料滞納があっても賃貸 人側の実力行使は違法

今回、皆さんに紹介するのは、大 阪高裁平成23年6月10日判決です。

同判決は、賃貸人Aから当該貸室 を含む賃貸住宅の管理を委託されて いた管理会社Bの従業員Cが、当該 貸室内にあった賃借人X所有の動産 をすべて搬出し、玄関の鍵を交換し てXに本件貸室から退去することを 余儀なくさせたのですが、これに対し て、Xが違法な自力救済であるとし

て、Bに対して損害賠償を求めたと いうものです。

この場合、まず確認しておいてい ただきたいのは、どんなにXが賃料 を滞納しようと賃貸人Aが実力行使 によってXを貸室から追い出すことは 違法であるということです。約束を守 らなかったのはXなのにおかしいじゃ ないかと思われるかもしれませんが、 実力行使を認めるとなると、例えば 暴力団に立退交渉を依頼すること等 が想定され、無法国家になりかねな いのでこれを禁じているのです(実 際、自力救済が認められると、「賃料 は支払い済みだ」等、本来主張でき たはずのXの言い分が言えなくなる 可能性も生じます)。

そこで、賃貸人側としては、自力 救済ではない、あくまで賃借人Xと の合意の下、建物の明渡しを受けた という形を取ろうとするわけです。本 件も賃貸人側は、延滞賃料を免除す ることの見返りに賃貸借契約を合意 解除し、その日のうちにXが本件貸 室から退去する旨合意したと主張し

ました。

人側は従前より「○○までに入金の ない場合は、鍵をロックし解約させ ていただきます。」と記載した支払督 促状を送付し、実力行使によりXを 貸室から追い出す旨、繰り返し警告 していたこと、②Xは賃料の支払の 目処が立たないことから電話がか かってきても応答しない状況であっ たのであり、このときに限り玄関ドア を開けて管理会社従業員Cと話し合 いをしたとは思えないこと、③Xは貸 室を追い出された後、寝泊まりする 場所にも困りネットカフェ等を転々と していたのであり、あてもないままに 合意するとは思えないこと等から、合 意解除が成立したとは認められない としました。

これに対して、裁判所は、①賃貸

そしてそのうえで、管理会社従業 員CはXの意思に反して、玄関鍵の シリンダーを交換し、Xの家財道具 を搬出して、Xを実力で本件貸室か ら追い出したので、Cの行為が不法 行為に該当するのは明らかであり、 Cの不法行為は管理会社Bの業務の 執行としてなされたことが認められ るから、BはCの不法行為につき使 用者責任を負うとして、損害賠償責 任を認めました。なお、この高裁判 決は上告されていますが、原審の判 断が覆されることはないとみられて います。

### 賃貸人側が滞納賃料を 超える損害賠償額を 求められる場合も

そこで、次に問題となるのが賃貸人 Xの損害額をいくらとするかです。お 店で売っている商品とは異なり、日常 使用していたものですから、家財道具 の価値をどの程度とみるかは簡単な 問題ではありません。この点、裁判所 は、換気設備もない暗くて狭い倉庫 の床に直接、乱雑に長期間放置され ていて、湿気とほこりにまみれていた という事実から再使用が可能であっ たとは到底いえないとして、レアもの のギターについて50万円、それ以外 について家財道具の購入価格の3割 程度である20万円と認定し、慰謝料 額80万円、弁護士費用相当損害金を プラスして165万円としました。

これを多いとみるか少ないとみるか は人それぞれでしょうが、少なくとも 裁判所は、このような自力救済をし

た場合、滞納賃料よりも損害賠償額 を相当程度高く算定する傾向にある ようです。これは、あまり差を付けな いと、賃貸人が自力救済に出ること が多くなるからだと思います。

また、こうした明渡しでは、部屋に 残していった動産の所有権を放棄し 処分を一任する旨の書面を取ること が少なくありませんが、明渡しと同様、 Xの自発的な意志に基づいて署名捺 印したとは認められないとして、その 効力を否定しています。

皆さんが大家さんである場合や管 理業者としてこうした問題に関わる場 合があるかと思いますが、何事も「急 がば回れ |。裁判になり、賃借人に明 渡しを命じる判決がでた場合(強制 執行に至った場合)でも、おおよそ 3か月程度でできますので、無理な 自力救済は禁物です。費用について は、弁護士に事前に見積もりを聞い たうえで、その後の対応をしていただ ければと思います。



川上法律事務所 弁護士 川上 俊宏 先生 Toshihiro Kawakami

東京都職員を経て弁護十に。平成

10年に川上法律事務所を開設。不 がける。全日東京都本部では、取引 主任者講習センターにて宅建業法 の講師を、取引相談委員会にて16 年間にわたり顧問を務めている。その 他公職多数。

18 不動産東京 October 2012 2012.10 不動産東京 19 本部・支部だより

### 本 部

### 東京都本部『新宿窓口』の開設について

東京都本部では会員皆様の利 便性と業務拡張を図るため、 平成24年10月1日(月)より『新宿 窓口しを開設致しました。

『新宿窓口』では以下6項目の窓 口業務を取扱います。

### 対応業務

- ① 入会申込 (本店が都内の場合のみ)
- ② 支店新設届出 (都知事免許業者で支店が 都内の場合のみ)
- ③ 代表者や所在地等の変更 届出
- ④ 退会届出
- ⑤ 支店廃止届出 (都知事免許業者で支店が 都内の場合のみ)
- ⑥ 協会販売物
- ※上記以外の業務(大臣免許業者の 届出や免許換えに伴う届出等)は 『新宿窓口』では取り扱うことがで きませんので、ご了承下さい。



### 【所在地】

**T160-0023** 

東京都新宿区西新宿7-4-3升本ビル2階 新宿窓口

### 〈交通案内〉

- ・都営地下鉄大江戸線「新宿西口駅」D5出口 徒歩2分
- ・東京メトロ丸ノ内線「新宿駅」 徒歩5分
- ·JR線「新宿駅」西口 徒歩6分
- ·西武新宿線「西武新宿駅」 徒歩 6 分

〈電話〉03-5348-4541 〈FAX〉03-5338-0371

### 【窓口営業日】

平日11:00~16:00

(土・日・祝祭日および年末年始を除く)

### 本 部

### 新入会員獲得 ご協力のお願い

**歩** 様の知人が宅建業を開業さ 1 れる際は、本会をご推薦賜 りますよう、ご協力をお願い申し上 げます。

### +++ 紹介者に対するキャンペーン +++

入会申請にあたって、紹介者がいらっしゃる場合には、紹介者に対して 2万円分の商品券を進呈いたします。

- ※キャンペーン対象の紹介者は、東京都本部会員に限ります。
- ※入会申請書の「紹介者届」に記載された紹介者が対象となります。
- ※後日、入会申請者が関連団体を含め正会員として入会した場合が対象となり ます。

### 本部

### 平成24年国十交诵大臣表彰を受賞



| 土交通大臣表彰式が平成24年7月10日(火)に国土交通省 」において行われました。

多年に渡り宅地建物取引業に精励された功績により堤智東京都 本部理事・城東第二支部長が表彰の栄に浴されました。

堤氏の受賞を心よりお祝い申し上げます。

### [国土交诵大臣表彰]

**提 智** 東京都本部理事·城東第二支部長

### 本部

### 平成24年度法定研修会を開催

月12日、東京都本部主催の平成24年度法定 ┛研修会を東京・千代田区の東京国際フォーラム Aホールで開催致しました。 今年は5115社・約5337 名が出席し、講師らの話に熱心に耳を傾けました。

冒頭、林直清本部長、川口貢総本部理事長、和 光隆信教育研修委員長が挨拶し、その後、3人の講 師による研修を行いました。

第一部として、奥村勲・東京都都市整備局住宅政 策推進部不動産業課長が「東京都の不動産行政の最 近の動向について」、第二部として、寺島実郎・日本総 合研究所理事長が「世界の潮流と日本の針路」、第 三部として、村川隆生・(財) 不動産適正取引推進機 構調査研究部上席主任研究員が「あなたは大丈夫?

宅建業者が知っておくべき判例 と題する研修を行いました。

奥村氏は、宅地建物取引業者 数や都不動産業課の相談受付数 の推移について述べました。寺 島氏は、中東情勢と米国のエネ



**寺島実郎** 日本総合研究所理事長

ルギー戦略など世界情勢の動向について語るととも に、厳しい経済情勢にさらされている日本について、 「個々の技術のポテンシャルは高い。いま必要なのは 『総合的なエンジニアリングカ』だ」と強調しました。 村川氏は、宅建業法施行規則や宅建業法の解釈・運 用の考え方の改正、不動産取引に関する重要判例な どについて解説しました。



### 欠席者対象研修会のお知らせ

11月22日 (木)、新宿区の新宿文 化センターにて、欠席者を対象とし た研修会(講師:宮内義彦・オリック スグループCEOなど)を開催します。 9月12日の研修会に欠席した方 は、必ず研修会にご出席ください(対 象会員には、郵便で詳細をご案内致 します)。なお、9月12日の研修会 に出席した方でも聴講が可能です。

本部・支部だより

### 本 部

### 従たる事務所の新設手続きについて

都 知事免許の会員の方が、都内に従たる事務所を 新設する場合、まず、都庁にて従たる事務所設 置の手続き(仮受付)を行っていただきます。都庁仮 受付後、東京都本部または新宿窓口へご来所の上、事 前にご記入頂いた協会届出書類等の提出と諸費用を納 入していただきます。協会受付終了後、再度都庁にて 手続きをとり、正式な受付となります。

また、都内に本店を置く大臣免許の方が支店を新設 する場合には、東京都都市整備局経由で関東地方整備

局へ申請手続きをすることになりますが、東京都本部へ の申請手続き及び諸費用の納付も必ず必要となります。

これらの手続きがなされないと、新設した支店での 営業が出来ませんのでご注意下さい。

なお、都知事免許の会員が他道府県に支店を新設 する場合は、免許換えが伴いますので、東京都本部ま でお問い合わせ下さい。(大臣免許業者の届出や免許 換えに伴う届出等は新宿窓口では取り扱ってはおりま せん)

### 変更届・従たる事務所の新設手続きの書式ダウンロードについて

東京都本部ではホームページにおいて、変更届 従たる事務所の新設手続きの書式を公開しておりま す。各種手続きをされる場合、下記の手順で東京都 本部ホームページからアクセスをお願いいたします。

- ※1 受付時に入会諸費用をご納入頂きます。(費用明細について は、右記事務局にお問い合わせください) (新宿窓口での支店新設に伴う費用の納入については事前振 込となります)
- ※2 受付は窓口での対応のみとなっております。
- ※3 新宿窓口では大臣免許業者の届出や免許換に伴う届出等は取 り扱ってはおりませんのでご注意下さい。(東京都本部事務 局で取り扱います)
- ※4 関連団体(一般社団法人東京都不動産協会)の入会申込書も 併せてご提出頂きます。
- ※5 変更が生じた場合は、郵送にて受付を承っております。(窓 口提出も可)

なお、役員、会社電話番号·FAX番号に変更が生じた場合は、 FAXで変更手続きができます。(ご郵送は必要ございません)



### 各手続きに関するお問い合わせ先

(社)全日本不動産協会東京都本部 事務局 TEL 03 (3261) 1010

# 今、ニッポンには この夢の力が必要だ。

さあ、2020年オリンピック・バラリンピックをニッポンで。 2013年9月7日、いよいよ開催都市決定!!!!

### 本部

### 宅地建物取引主任者法定講習会 のお知らせ

京都本部では東京都より業務委託を受け、宅 地建物取引主任者証の更新などに必要とされ る法定講習会を実施しております。

会員の方はもとより、会員でない方、宅建業に従 事されていない方でも受講可能です。受講対象の方 は、東京都本部の講習会をご利用ください。

### 実施日

2012.07 >> 10 INFORMATION

平成24年12月12日(水)/ 平成25年1月17日(未)/1月30日(水) 「会場」当会館2階 全日ホール

その他詳細ついては、電話またはホームページでご確認

http://tokyo.zennichi.or.jp

【お問い合わせ先】 講習センター TEL 03-3262-5082

### 支部



### 渋谷支部 違反看板の撤去活動に参加 地元警察や地域住民と協力

大 谷支部では平成24年9月7日、地元警察や地域住民の方 と協力して、景観を損なうような著しい違反広告物である 案内板や捨て看板等の撤去活動を、JR渋谷駅前通りを中心に行 いました。

渋谷の繁華街もくまなく見回り、道路にはみ出したまま看板を出 している飲食店やマッサージ店に対して注意を促し、今後の是正 を求めました。

多くの人々が行き交う渋谷の街を安心して歩けるよう、支部と しては定期的に違反看板の撤去活動に貢献して参ります。

### 編集後記

広報委員長 後藤 博幸 厳しかった残暑も和らぎいよいよ秋本番。

「秋の住宅フェア」等、お客様イベントを開催する店 舗や企業では、年末まで繁忙期を迎えさまざまな取組で 忙しくされているところだと思います。昨年の震災から1 年半が経過し不動産景気もやや上昇傾向にあると、う れしい報道が聞かれるようになりました。優遇金利を適 用すると1%を切る史上最低の水準にまで落ちた住宅 ローン金利を追い風にして、お客様への積極的なアプ ローチが功を奏するチャンス到来と販売現場のボル テージを上げて一気に業績向上を狙いたいものです。

本号から「『アジアヘッドクォーター特区』で東京がこ う変わる」、「『2020年の東京』に向けて」、「都市計画 はどうあるべきか」の新連載3本がスタートし、巻頭の「こ の人に聞く」も含めこの半年で不動産東京も一新されま した。

その中でも、一度手放してしまった「アジアヘッド

クォーター への回帰を狙う首都東京の新成長戦略の 目玉「国際戦略総合特区」として認められたアジアヘッ ドクォーター特区は、研究開発機関など50社・その他外 国企業500社を呼び込む目標のもと、数多くの施策が 展開され、全日会員のビジネスチャンスが次々と生まれ ていくビッグプロジェクトですので、本誌でもその詳細を しっかりレポートしていきます。

開催地決定まであと1年を切った2020東京オリン ピック・パラリンピック招致活動は、候補地が5都市から 3都市に絞り込まれ、招致委員会を中心に政・官・財界 の三位一体の協力体制と日本国民の総力を結集し夢 が叶うかどうかの瀬戸際まできています。

全日東京都本部も日々増してくる期待感と夢の実現 に向け、会員の皆さんと力を合わせて招致活動を積極 的に推進していきます。ゴール目指して頑張りましょう!

<mark>編集 (社)全日本不動産協会東京都本部 広報委員会 高橋民雄、後藤博幸、蜂谷周、岩田和也、竹林香代、水田弘康、中嶋清、伊藤義治</mark>

22 不動産東京 October 2012 2012.10 不動産東京 23